

横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第 16 条の規定に基づき会長が定める事項

横浜市情報公開・個人情報保護審査会会長

平成16年 4 月 16 日制定

平成17年 4 月 8 日一部改正

平成21年 2 月 6 日一部改正

平成31年 4 月 15 日一部改正

令和 2 年 6 月 8 日一部改正

令和 3 年 10 月 19 日一部改正

令和 5 年 8 月 23 日一部改正

令和 6 年 8 月 6 日一部改正

横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領（平成 12 年 7 月 14 日決定）第 16 条の規定に基づき、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し会長が定める事項は、次のとおりとする。

- 1 審査会（部会の会議を含む。第 5 項において同じ。）において、口頭で意見を述べる機会を与えられた審査請求人、補佐人及び参加人は、会場において、写真撮影、録画及び録音並びにこれらに類する行為を行ってはならない。
- 2 前項に反する行為があった場合は、会長又は部会長は、審理手続を中止することができる。
- 3 部会長に事故があるときは、会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 審査請求の審議は、実施機関又は議長から審査会へ諮問された順（諮問が同時になされた場合は審査請求がなされた順）に行うことを原則とする。ただし、次に掲げる場合には、各号の定めるところにより審議するものとする。

- (1) 同一の者から関連する複数の審査請求がなされた場合で、一体的な審理が効率的と認められるときは、それらをまとめて審議する。
 - (2) 審議案件への関与が認められる委員が存在する場合は、審議の公正性を担保するため、当該委員が属さない部会で審議する。
- 5 審査会は、WEB 会議により開催することができる。この場合において、音声を送受信できず意思疎通に支障が生じる委員があるときは、欠席し、又は退席したものとみなす。